



2019年6月18日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
 (JASDAQ・コード9263)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
 電 話 03-6453-6644 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年7月30日開催予定の第2期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

本日公表の「特定目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」、並びに「株式併合に関するお知らせ」において、当社発行のA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式が全てを取得並びに消却する予定であること（当該手続きは2019年7月下旬に完了予定）、及び本株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、これにあわせて必要な変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億5000</u> 万株とし、各種類の株式総数は、次のとおりとする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3500</u> 万株とし、各種類の株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 <u>3億5000</u> 万株	普通株式 <u>3500</u> 万株
A種優先株式 <u>800</u> 株	
B種優先株式 <u>1</u> 株	
C種優先株式 <u>1000</u> 株	
(単元株式数)	(単元株式数)
第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき <u>100</u> 株	第6条 当社の単元株式数は、普通株式につ

とし、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(新設)

第8条～第10条 (条文省略)

(新設)

## **第2章の2 A種優先株式**

(A種優先配当金)

第10条の2 当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

② ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額

き100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条から第11条 (現行どおり)

(自己株式の取得)

第12条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得 することができる。

(削除)

(削除)

がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(残余財産の分配)

(削除)

第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(議決権)

(削除)

第10条の4 A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

(削除)

第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(A種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)

(削除)

第10条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

② 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、A種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(A種優先株式の金銭対価の取得条項)

(削除)

第10条の7 当社は、A種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

② 一部取得するときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(A種優先株式の金銭対価の取得請求権)

(削除)

第10条の8 A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%(以下「取得限度額」という。)を限度として、当社がA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)により決定する。

(A種優先株式の譲渡の制限)

(削除)

第10条の9 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(除斥期間)

(削除)

第10条の10 当社定款第51条の規定は、A種優先配当金及び、A種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

**第2章の3 B種優先株式**

(削除)

(B種優先配当金)

(削除)

第10条の11 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。

② ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対するC種優先配当金（当会社定款第10条の21に定義するC種優先配当金をいう。第10条の18において同じ。）の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにB種優先配当金の支払に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

③ 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(残余財産の分配)

(削除)

第10条の12 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配

当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

② B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

（議決権）

（削除）

第10条の13 B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会の議決権）

（削除）

第10条の14 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等）

（削除）

第10条の15 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

② 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

（B種優先株式の金銭対価の取得条項）

（削除）

第10条の16 当社は、B種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

（B種優先株式の株式対価の取得請求権）

（削除）

第10条の17 B種優先株主は、平成29年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出さ

れる数の当会社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

1. 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

2. 当初取得比率

取得比率は、当初、606,700とする。

3. 取得比率の調整

(ア)当社は、B種優先株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種優先株式)」という。)により取得比率を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} & \\ \text{調整後} & & & & \\ \text{取得} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{比率} & & \text{取得} & & \\ & & \text{比率} & & \\ & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} & \times \text{1株当たりの払込金額} \end{array}$$

(イ)取得比率調整式(B種優先株式)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b)当会社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

(ウ)(a)取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

(b)取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）JASDAQ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c)取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。



(エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

(a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

(b)本項(エ)(a)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

(c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(オ)本項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(B種優先株式の金銭対価の取得請求権)

(削除)

第10条の18 B種優先株主は、平成29年1月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(B種優先株式の譲渡の制限)

(削除)

第10条の19 譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(除斥期間)

第10条の20 当会社定款第51条の規定は、B種優先配当金の支払についてこれを準用する。

(削除)

## 第2章の4 C種優先株式

(削除)

(C種優先配当金)

(削除)

第10条の21 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式(以下「C種優先配当金算定式」という。)により算出された額(以下「C種優先配当基準金額」という。)に0.07を乗じた額(ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。)を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、当会社定款第10条の26第2項に規定する基準時価をいう。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{C種優先配当基準金額} & = & 2,500,000 \text{円} - \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \text{C種優先株式のC種優先株式の日における有効基準時価}
 \end{array}$$

② ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

③ 当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC

種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(剰余財産の分配)

(削除)

第10条の22 当社は、剰余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額(当社定款第10条の26に定義する。ただし、当社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「剰余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。)相当額に、C種優先配当金額を剰余財産の分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日)から剰余財産の分配日まで(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)を加算した額を支払う。

② C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、剰余財産の分配は行わない。

③ A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(議決権)

(削除)

第10条の23 C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

(削除)

第10条の24 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)

(削除)

第10条の25 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

② 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(C種優先株式の金銭対価の取得条項)

(削除)

第10条の26 当社は、C種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

② C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

$$\begin{array}{r}
 \text{取得と} \\
 \text{引換え} \\
 \text{に交付} \\
 \text{する金} \\
 \text{銭の額} \\
 = 2,500,000 \text{円} + \text{C種優先株式の} \\
 \text{発行日における} \\
 \text{B種優先株式1} \\
 \text{株当たりの累積} \\
 \text{未払配当金相当} \\
 \text{額} + \text{C種優先株式の} \\
 \text{取得日における} \\
 \text{C種優先株式累} \\
 \text{積未払配当金相} \\
 \text{当額} - \text{C種優先株式の} \\
 \text{発行日において} \\
 \text{B種優先株式の} \\
 \text{取得請求の対価} \\
 \text{として交付され} \\
 \text{る普通株式の株} \\
 \text{式数} \times \text{C種優先株} \\
 \text{主の発行日に} \\
 \text{対する有効な基準} \\
 \text{時価}
 \end{array}$$

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日（平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日

が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。)の翌日以降、修正後基準時価決定日まで(同日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)のない日は取引日に含まれない。)(かかる期間を、以下「時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正される(かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。)。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当会社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

③ 一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(C種優先株式の金銭対価の取得請求権)

(削除)

第10条の27 C種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。)又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日(ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。)に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額(以下「C種優先株式取得限度額」という。)を限度として当会社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、C種優先株式取得請求

日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

(C種優先株式の譲渡の制限)

(削除)

第10条の28 譲渡によるC種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(除斥期間)

(削除)

第10条の29 当会社定款第51条の規定は、C種優先配当金の支払についてこれを準用する。

### 第3章 株主総会

(現行どおり)

第11条～第16条 (条文省略)

13条～第18条 (現行どおり)

(種類株主総会)

(削除)

第16条の2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は種類株主総会に準用する。

④ 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第10条の規定を準用する。

### 第4章 取締役及び取締役会

### 第4章 取締役及び取締役会

第17条～第30条 (条文省略)

第19条～第32条 (条文省略)

### 第5章 監査等委員会

### 第5章 監査等委員会

第31条～第37条 (条文省略)

第33条～第39条 (条文省略)

### 第6章 会計監査人

### 第6章 会計監査人

第38条～第42条（条文省略）

第7章 計算

第43条～第46条（条文省略）

附則

第1条（条文省略）

（新設）

平成29年11月1日制定

平成30年7月24日改正

第40条～第44条（条文省略）

第7章 計算

第45条～第48条（条文省略）

附則

第1条（現行どおり）

第2条 この定款の変更は、令和元年7月30日から施行する。ただし、第5条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月1日から施行する。

平成29年11月1日制定

平成30年7月24日改正

令和元年7月30日改正

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年7月30日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年7月30日（予定）

※ ただし、第5条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、2019年7月30日開催予定の第2期定時株主総会において当社普通株式10株を1株に併合する株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、2019年11月1日に効力を生じる予定です。

以上